

# 仕様書

## 第1 件名

「竹芝ふ頭インフォメーションレストラン事業」実施委託

## 第2 目的

竹芝ふ頭は港区に位置し、島しょ地域の玄関口としての機能を有している。港区の第三次港区観光振興ビジョンでは、施策として「観光資源の発掘・活用と観光ルートの創出」が掲げられ、具体的には島しょ地域の玄関口としての観光ルートの構築と観光振興の取組やナイトライフの観光資源化が記載されている。更に、「多様な主体との連携による観光振興と観光関連産業の育成」として、民間との連携による観光情報の提供やまちづくりとの連携による観光資源の創出が記載されている。しかし、竹芝ふ頭は首都高速道路やゆりかもめ等の交通施策によって、地域分断されてしまっている状況にある。

一方で、島しょ地域側に目を向けた場合「竹芝ふ頭から島しょ地域に行けることが認知されていない」点や「島しょ地域において何ができるかわからない」といった課題がある。各島も島しょ地域の玄関口である竹芝ふ頭側に観光情報や各島の情報提供可能な拠点設置による認知向上施策を実施したい思いはあるものの実現できていない。

そこで本事業では、竹芝ふ頭という現在有効活用しきれていない港区の水辺の資源と島しょ地域という東京都が有する資源を組み合わせ、島しょ地域の紹介や港区の観光ルートの紹介等を実現するために、ふ頭の心地よい空間に仮設飲食店舗を設営し、一般市民がより楽しめる空間とする。竹芝ふ頭を有効活用したうえ、その飲食空間において各種観光情報等を提供することで、両地域の回遊性向上に寄与することを目的とする。

なお、本事業は、一般社団法人竹芝エリアマネジメント 一般社団法人東京諸島観光連盟（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

## 第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年12月31日まで

## 第4 履行場所

（公財）東京観光財団（以下「TCVB」という）が指定する場所

## 第5 事業実施スケジュール(予定)

8月	イベント内容検討・出展依頼 広報準備
9月	イベントの内容決定・広報開始
9月中旬～10月	イベント実施
10月中旬～	効果の検証・課題整理・報告書作成

## 第6 委託内容

### 1 連携協議会の運営支援

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる連携協議会（以下「協議会」）を立ち上げ、イベントの実施等について検討をしていく協議会を開催すること。8月に発足し、月1回程度の開催を予定している。

受託者は、協議会開催の都度、TCVB及び企画提案者と協議の上、協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

## 2 イベントの企画・実施

島しょ地域や竹芝ふ頭の魅力の情報をアピールするイベント「竹芝ふ頭インフォメーションレストラン事業」を実施すること。

### (1) 開催時期等

時期等 : 平成30年9月～10月 約2～4週間（連続する期間でなくても可）  
開場時間は概ね11:00～21:00頃とする。

人数等 : 1,500名程度の集客を想定

会場 : 竹芝ふ頭公園3階デッキ（屋外）

入場料 : 無料

### (2) 内容

#### ① イベントは以下の内容を行うこと

ア 昼間のカフェ利用やアフターファイブのレストラン・ビアガーデン利用等を想定した美観・景観に配慮した心地の良い飲食空間を設営すること。

- ・ 仮設飲食施設 1店舗以上を設営すること 出店者を招聘し、売上は本事業会計とは切り離すこと。
- ・ 連続出店の場合、食品衛生法等に係る保健所等への申請の対応に留意すること。
- ・ 島にちなんだ食材等を使用した飲食提供を検討すること。
- ・ その他、集客につながるイベントなどを提案すること。

イ 飲食空間を目的に訪れた方々への興味喚起を図る島しょ地域及び大門・浜松町・竹芝周辺の情報発信方法を提案すること。

- ・ デジタルサイネージ等を活用したプロモーションムービーや写真等の掲出
- ・ パンフレット設置
- ・ 周辺エリアの回遊性向上を図った観光情報等の提供及び、周辺港区観光施設との連携
- ・ その他、島しょ地域・竹芝周辺の魅力を訴求する情報の提供を可能とする。

#### ② 運営、会場の手配および設営、撤収、清掃を行うこと。

#### ③ 実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

#### ④ イベントの実施にあたっては、保険に加入する等、不測の事態に備えること。

#### ⑤ 雨天時の対応を検討すること。

## 3 イベント等の広報PR媒体の制作

契約期間を通じて、本地域及び事業の魅力を継続的に発信するとともに、チラシ・ポスター、SNS等を作成し、広くイベント等の周知を行うこと。

広報手法及び内容は提案によるものとするが、イベント参加者を確実に確保できるよう、十分

な規模で実施を行うこと。

なお、最終的には企画提案者と協議の上、実施する。

#### 4 イベントの効果及び事業継続性の検証

イベントの実施に際しては、本事業を次年度以降の事業に有効に活用するため、イベント内容について、参加者及び関係者に対しアンケート調査を実施すること。

アンケートの回答内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

効果分析結果を踏まえ、継続的に開催していくための課題整理を行い、企画提案者及び検討協議会にフィードバックすること。

#### 5 「竹芝ふ頭インフォメーションレストラン事業」のツールブックの作成

4における検証を通じて整理された課題を解決若しくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上) 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2018 の印刷物における水準1を満たすこと。

#### 6 報告書類の提出

受託者は、1から5の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

##### (1) 事業実施報告書

記載内容についてはTCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること

##### 1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、  
事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

##### 2 イベントの企画・実施について

##### 3 イベント等の広報PRについて



なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2013」、「Microsoft Excel2013」又は「Microsoft Power Point2013」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

## 第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
  - (1) 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
  - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
  - (3) TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
  - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
  - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。
- 4 受託者は、平成30年1月から平成30年9月までの間、TCVBに対して定例報告を行うこと。受託者は、あらかじめ定例報告の日時について、(TCVB 公財) と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と TCVB は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を TCVB に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

## 第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、TCVB 又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

## 第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩すること

のないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVB の指示により、必要な措置を講ずること。

## 第 11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

## 第 12 その他

- 1 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は（公財）東京観光財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

（1）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

（2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

## 第 13 連絡先及び納品先

（公財）東京観光財団 地域振興部 事業課  
地域資源発掘型実証プログラム事業担当 谷口 深田  
東京都新宿区山吹町 3 4 6 番地 6 日新ビル 2 階  
電話（直通）03-5579-2682